

避難勧告時の錨地指定について

～～錨地申請の徹底について～～

京浜港横浜区及び川崎区では多発する走錨事故を受け、荒天時の的確な情報提供及び錨地の整理・整頓を行うことで事故の防止を図るため、第二警戒体制(避難勧告)発令時の錨地・停泊場所指定願申請による指定等を受けた後の錨泊を徹底してください。

錨泊中にあっては、以下の事項に留意し、走錨事故を防止して下さい。

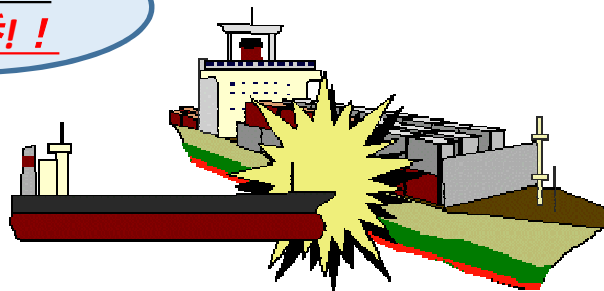
～～走錨事故を防ぐために～～

- ★ 最新の気象海象情報の入手
- ★ 国際VHF(ch16)の常時聴守、AISの作動維持
- ★ 常時適切な見張り(自船及び他船の走錨監視等)
- ★ 他船、陸岸との十分な距離の確保
- ★ 十分な錨鎖の使用
- ★ 状況に応じ錨泊中止、ち駐航法等
- ★ エンジンのスタンバイと乗組員の即応体制
(気象悪化の恐れがあるとき)



©JCGF

緊急時は
118番!!



問い合わせ先：横浜海上保安部 航行安全課
Tel 045-201-8180